

○厚生労働省告示第八十五号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の規定に基づき、訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣の定める訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準（平成十年三月厚生省告示第四十八号）、厚生労働大臣が定める老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準（平成十年三月厚生省告示第八十四号）、指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等（平成十二年三月厚生省告示第七十七号）、特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域（平成十二年三月厚生省告示第六十四号）、要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護及び指定老人訪問看護の費用に要する額を算定できる場合（平成十二年三月厚生省告示第七十七号）及び指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生労働大臣の定める場合（平成十二年三月厚生省告示第七十八号）は平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等

第一 訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準

一 通則

イ 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して届出を行う前六月間において、当該届出に係る事項に関し不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

ロ 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条の十第一項又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の六第一項の規定に基づく検査等の結果、指定訪問看護の内容若しくは訪問看護療養費の請求又は指定老人訪問看護の内容若しくは老人訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

ハ 指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第二条に規定する員数を満たしていること。

二 訪問看護基本療養費(Ⅱ)の基準及び老人訪問看護基本療養費(Ⅱ)の基準
精神障害を有する者に対して指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行うにつき、必要な体制が整備されていること。

三 二十四時間連絡体制加算の基準

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。

四 重症者管理加算の基準

指定訪問看護又は指定老人訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対する指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行うにつき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制が整備されていること。

第二 指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等

一 厚生労働大臣が定める疾病等

特掲診療料の施設基準等（平成十四年三月厚生労働省告示第七十四号）別表第六に掲げる名称の疾病等

二 厚生労働大臣が定める状態

特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる状態のいずれかに該当する状態

第三 特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

の地域

ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域

ニ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条に規定する小笠原諸島の地域

ホ 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）第二条第二項に規定する離島

ヘ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

第四 指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

一 要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護又は指定老人訪問看護の費用に要する額を算定できる場合

イ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行う場合

ロ 特掲診療料の施設基準等別表第六に掲げる名称の疾病等の利用者に対する指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行う場合

ハ 訪問看護基本療養費(Ⅱ)又は老人訪問看護基本療養費(Ⅱ)が算定される指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行う場合

二 利用者について所定額を算定できる場合

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十五項に規定する痴呆対応型共同生活介護又は同法第七条第十六項に規定する特定施設入所者生活介護の提供を受けている利用者に対し、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行う場合